

農林水産省



《農林水産省》

表 14-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

<p>基本計画の名称</p>	<p>農林水産省政策評価基本計画（平成18年3月28日決定） 平成19年4月2日改正 平成19年10月1日改正 平成20年4月1日改正 平成20年8月1日改正 平成21年3月31日改正</p>	
<p>基本計画の主な規定内容</p>	<p>① 計画期間</p> <p>② 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成18年度から22年度までの5年間</p> <p>○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。</p> <p>○ 事業評価（研究開発） ・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題。 ・ また、産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度。</p> <p>○ 事業評価（規制） 法施行令第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策。</p>
	<p>③ 事後評価の対象等</p>	<p>○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべて。</p> <p>○ 総合評価 実施計画において示すこととする。</p> <p>○ 事業評価（公共事業） ・ 期中 ① 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業。 ② また、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとにも行う。</p> <p>・ 完了後 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。ただし、補助事業は、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。</p> <p>○ 事業評価（研究開発） ・ 期中 ① 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題。 ② また、対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとにも行う。 ③ 研究制度についても研究開発課題と同様に行う。</p> <p>・ 終了時 ① 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題。 ② 研究制度</p>

	<p>④ 政策評価の結果の政策への反映</p> <p>⑤ 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備</p>	<p>○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況調書案を作成する。</p> <p>○ 大臣官房情報評価課は、調書案について審査する。大臣官房情報評価課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>○ 各調整部局、事業主管課、農林水産技術会議事務局等は、情報評価課の審査を経たのち、評価結果の反映状況を、農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、省議等において重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求等の際には政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局の連携を強化する。</p> <p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、情報評価課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。</p>
<p>実施計画の名称</p>	<p>平成 21 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 21 年 3 月 31 日決定）</p>	
<p>実施計画の主な規定内容</p>	<p>① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式</p> <p>② 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）</p> <p>③ その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）</p>	<p>○ 実績評価：17 政策分野 8 成果重視事業</p> <p>○ 事業評価：52 公共事業</p> <p>○ 総合評価：1 課題</p> <p>○ 未着手：1 公共事業実施地区</p> <p>○ 未了：54 公共事業実施地区</p> <p>該当する政策なし</p>

表 14-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数							
事前評価	事業評価方式：15公共事業(85事業実施地区) <22年度新規着工要求事業:13地区> [表14-3-ア] <22年度新規地区採択要求事業:72地区> [表14-3-イ~エ]	新規採択は妥当	85	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行う	85	概算要求に反映	13					
						新規実施は妥当	5	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	5	概算要求に反映	5	
		新規実施は妥当	2	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	2	概算要求に反映	2					
		規制の新設・改正は妥当	2	評価結果を踏まえ、政令案について改正案のとおり改正した	2							
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号) [53目標] [表14-3-ク]	実績評価方式：17政策分野	達成ランクA (達成度合90%以上、おおむね有効)	30	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成22年度概算要求等に反映した 【改善・見直し】	17	概算要求に反映	17				
			達成ランクB (達成度合50%以上90%未満、有効性の向上が必要である)	21			機構・定員要求に反映	5				
			達成ランクC (達成度合50%未満、有効性に問題がある)	2			機構要求に反映	1	定員要求に反映	5		
		実績評価方式：8成果重視事業	目標の達成に向けて順調に進捗等	3	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進する 【引き続き推進】	8	政策の重点化等	17	政策の一部の廃止・休止・中止	17		
			今後、成果の検証を実施等	5							概算要求に反映	2
		総合評価方式：1課題	一部課題が見られるものの、概ね順調	1	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成22年度概算要求等に反映した 【改善・見直し】	1						
		事業評価方式(期中)：19公共事業(100事業実施地区) [表14-3-サ~タ]	継続が妥当	68	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	68	概算要求に反映	52				
			計画変更の上、継続が妥当	7			評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	7	概算要求に反映	4		
			休止・中止が妥当	2			評価結果を踏まえ、休止・中止する 【廃止・休止・中止】	2				
			実施方針を事業実施主体が判断	23			評価結果を踏まえ、実施方針を事業実施主体が判断する 【その他】	23				

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
	事業評価方式（完了後）：32公共事業（219事業実施地区） 〔表14-3-チ～ナ〕	実施は妥当	219	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する	219	
		実施に問題がある	0			
	未着手 (法第7条第2項第2号イ) 第2号イ)	事業評価方式（期中）：1公共事業（1事業実施地区） 〔表14-3-セ〕	継続が妥当	0	評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	0
			計画変更の上、継続が妥当	0	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	0
			休止・中止が妥当	1	評価結果を踏まえ、休止・中止する 【廃止・休止・中止】	1
	未了 (法第7条第2項第2号ロ) 第2号ロ)	事業評価方式（期中）：14公共事業（54事業実施地区） 〔表14-3-サ、セ、タ〕	継続が妥当	37	評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	37
					概算要求に反映	6
			計画変更の上、継続が妥当	3	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	3
					概算要求に反映	1
			休止・中止が妥当	0	評価結果を踏まえ、休止・中止する 【廃止・休止・中止】	0
実施方針を事業実施主体が判断	14	評価結果を踏まえ、実施方針を事業実施主体が判断する 【その他】	14			
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

- (注) 1 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は目標の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策分野の数を、それぞれ計上しているため、両者の数は一致しない。
- 2 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものとして、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものについては、「実施計画期間内の評価対象政策」欄に、それぞれ掲載している。
- 3 「平成21年度農林水産省政策評価実施計画」では、1つの研究制度について事業評価を実施することとしているが、社会経済情勢等の変化により行わないこととした。

## 表 14-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度新規着工を要求している 4 事業 (13 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業等の事前評価)」として公表。

表 14-3-ア 新規着工を要求している事業を対象として事前評価した政策 (国営土地改良事業等)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (9 地区)
2	国営農地再編整備事業 (1 地区)
3	国営総合農地防災事業 (2 地区)
4	直轄地すべり対策事業 (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 14-4-①参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度に新規地区採択を要求している 5 事業 (31 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 14-3-イ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業 (7 地区)
2	経営体育成基盤整備事業 (9 地区)
3	畑地帯総合整備事業 (8 地区)
4	農地防災事業 (1 地区)
5	地すべり対策事業 (6 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 14-4-②参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度に新規地区採択を要求している 4 事業 (38 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の事前評価)」として公表。

表 14-3-ウ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (林野公共事業)

No.	評価対象政策
1	森林環境保全整備事業 (直轄) (18 地区)
2	水源林造成事業 (独立行政法人事業) (4 地区)
3	民有林補助治山事業 (補助) (4 地区)
4	森林環境保全整備事業 (補助) (12 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 14-4-③参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度に新規地区採択を要求している 2 事業（3 地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事前評価書」として公表。

表 14-3-エ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（1 地区）
2	水産資源環境整備事業（補助）（2 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表 14-4-④参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度において新規実施を予定している総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究課題 5 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日及び 11 月 6 日に「研究開発の事業評価書（プロジェクト研究課題の事前評価）」として公表。

表 14-3-オ 新規実施を予定しているプロジェクト研究課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発
2	農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発
3	水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発
4	R T・高度環境制御技術を活用した農業自動化・アシストシステムの開発
5	アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表 14-4-⑤参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度において新規実施を予定している総事業費 10 億円以上の 2 つの研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「研究開発の事業評価書（研究制度の事前評価）」として公表。

表 14-3-カ 新規実施を予定している研究制度を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	レギュラトリーサイエンス新技術開発事業
2	地域活性化のための技術開発支援事業

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表 14-4-⑥参照。

- (7) 規制の新設又は改廃に係る 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 10 月 21 日及び 11 月 5 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 14-3-キ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	農地転用規制の厳格化（第 1 種農地の集団性の基準の引下げ）
2	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の対象となる「米穀等」及び「指定米穀等」の指定

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表14-4-⑦参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、平成21年度の「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべてを17の政策分野に分類し、53目標を設定して評価を実施し、その結果を平成21年7月10日に「農林水産省政策評価結果（平成20年度に実施した政策の評価結果）」として公表。

表14-3-ク 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	食品産業の競争力の強化	改善・見直し
2	主要食糧の需給の安定の確保	改善・見直し
3	食の安全及び消費者の信頼の確保	改善・見直し
4	望ましい食生活の実現に向けた食育の推進	改善・見直し
5	国産農畜産物の競争力の強化	改善・見直し
6	環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換	改善・見直し
7	意欲と能力のある担い手の育成・確保	改善・見直し
8	農業者への経営支援の条件整備	改善・見直し
9	農地、農業用水等の整備・保全	改善・見直し
10	都市との共生・対流等による農村の振興	改善・見直し
11	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮	改善・見直し
12	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進	改善・見直し
13	水産物の安定供給の確保	改善・見直し
14	水産業の健全な発展	改善・見直し
15	バイオマスの利活用の推進	改善・見直し
16	食料・農業・農村に関する国際協力の推進	改善・見直し
17	農林水産物・食品の輸出の促進	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表14-4-⑧参照。

なお、政策分野ごとに行う「実績評価」を補完するものとして、政策分野に含まれる個々の予算事業等（政策手段）を対象に「政策手段別評価」を実施している。平成21年度には、5の政策手段を対象に評価を実施し、当該評価結果を踏まえ、22年度予算要求を行った。

(2) 実績評価方式を用いて、平成21年度の「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の8つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成21年7月10日に「平成20年度に実施した成果重視事業に係る評価書」として公表。

表14-3-ケ 実績評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	商物分離直接流通成果重視事業〔Ⅰ-①〕	引き続き推進
2	生産資材コスト低減成果重視事業〔Ⅲ-⑤〕	引き続き推進
3	低コスト植物工場成果重視事業〔Ⅲ-⑤〕	引き続き推進
4	IT活用型営農成果重視事業〔Ⅲ-⑥〕	引き続き推進
5	成果重視事業バイオ燃料技術実証事業〔Ⅷ-⑬〕	引き続き推進

6	成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業〔Ⅷ-⑬〕	引き続き推進
7	総合食料局情報管理システムにおける最適化の実施	引き続き推進
8	国有林野情報管理システムの開発〔Ⅵ-⑩〕	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表14-4-⑨参照。  
2 評価対象政策名の右の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- (3) 総合評価方式を用いて、平成21年度の「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の1課題を対象として評価し、その結果を平成21年8月31日に「総合評価書（農林水産分野の研究開発）」として公表。

表14-3-コ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	農林水産分野の研究開発（農林水産研究の重点目標の進捗状況の検証）	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表14-4-⑩参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業又は事業採択後10年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から5年を経過した事業の5事業（11地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成21年8月31日に「公共事業の事業評価〔期中の評価〕（国営土地改良事業等再評価）評価書」として公表。

表14-3-サ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業（7地区）	引き続き推進（6地区） 改善・見直し（1地区）
2	国営総合農地防災事業（1地区）	引き続き推進
3	直轄地すべり対策事業（1地区）	引き続き推進
4	水資源機構かんがい排水事業（1地区）	引き続き推進
5	農用地総合整備事業（1地区）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表14-4-⑪参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した1事業（48地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成21年8月31日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の期中の評価）」として公表。

表14-3-シ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	水源林造成事業（独立行政法人事業）（48地区）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表14-4-⑫参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた2事業（4地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成21年8月31日に「公共事業の事

後評価書（水産関係公共事業の期中の評価）」として公表。

表 14-3-3 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	地域水産物供給基盤整備事業（2地区）	改善・見直し
2	広域漁港整備事業（2地区）	改善・見直し

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表14-4-⑬参照。

（7）事業評価方式を用いて、事業採択後5年を経過して未着手の事業、事業採択後10年を経過して未了の事業又は事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業の11事業（79地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成22年3月29日に「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の期中の評価）」として公表。

表 14-3-7 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	かんがい排水事業（9地区）	引き続き推進
2	経営体育成基盤整備事業（22地区）	引き続き推進（20地区） 改善・見直し（2地区）
3	畑地帯総合整備事業（10地区）	引き続き推進（9地区） 改善・見直し（1地区）
4	農道整備事業（9地区）	廃止・休止・中止（1地区） その他（8地区）
5	田園整備事業（1地区）	引き続き推進
6	中山間総合整備事業（3地区）	引き続き推進
7	農地防災事業（8地区）	廃止・休止・中止（1地区） その他（7地区）
8	農地保全事業（3地区）	引き続き推進（2地区） その他（1地区）
9	農村環境保全対策事業（4地区）	その他
10	海岸保全施設整備事業（農地）（8地区）	その他
11	海岸環境整備事業（2地区）	その他

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表14-4-⑭参照。

（8）事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業の1事業（3地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成22年3月29日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の期中の評価）」として公表。

表 14-3-10 林野公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	民有林補助治山事業（補助）（3地区）	引き続き推進（2地区） その他（1地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表14-4-⑮参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近の期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した事業又は漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた事業の 3 事業（10 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事業評価書（水産関係公共事業の期中の評価）」として公表。

表 14-3-タ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	水産物供給基盤整備事業（補助）（3 地区）	改善・見直し（2 地区） 廃止・休止・中止（1 地区）
2	漁村総合整備事業（補助）（6 地区）	その他
3	海岸保全施設整備事業（補助）（1 地区）	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表 14-4-⑯参照。

- (10) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね 5 年を経過した総事業費 10 億円以上の 4 事業（13 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書（国営土地改良事業等の完了後の評価）」として公表。

表 14-3-チ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業（6 地区）
2	国営農用地再編整備事業（5 地区）
3	直轄海岸保全施設整備事業（農地）（1 地区）
4	農用地総合整備事業（1 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表 14-4-⑰参照。

- (11) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね 5 年を経過した総事業費 10 億円以上の 2 事業（5 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の完了後の評価）」として公表。

表 14-3-ツ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業（4 地区）
2	直轄地すべり防止事業（1 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表 14-4-⑱参照。

- (12) 事業評価方式を用いて、事業完了後、原則としておおむね 5 年を経過した 17 事業（145 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価）」として公表。

表 14-3-テ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業（13 地区）
2	ほ場整備事業（17 地区）
3	土地改良総合整備事業（10 地区）
4	畑地帯総合整備事業（11 地区）
5	畑地帯開発整備事業（4 地区）
6	農道整備事業（12 地区）
7	農業集落排水事業（15 地区）
8	農村総合整備事業（10 地区）
9	農村振興総合整備事業（11 地区）
10	中山間総合整備事業（13 地区）
11	農地防災事業（7 地区）
12	農地保全事業（5 地区）
13	農村環境保全対策事業（1 地区）
14	海岸保全施設整備事業（農地）（2 地区）
15	海岸環境整備事業（農地）（2 地区）
16	草地畜産整備事業（5 地区）
17	畜産環境総合整備事業（7 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表14-4-⑱参照。

- (13) 事業評価方式を用いて、事業完了後、原則としておおむね5年を経過した2事業（22 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成22年3月29日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の完了後の評価）」として公表。

表 14-3-ト 林野公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	民有林補助治山事業（補助）（18 地区）
2	森林居住環境整備事業（補助）（4 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表14-4-⑳参照。

- (14) 事業評価方式を用いて、事業完了後、原則としておおむね5年を経過した7事業（34 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成22年3月29日に「公共事業の事業評価書（水産関係公共事業の完了後の評価）」として公表。

表 14-3-ナ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	漁港修築事業（補助）（10 地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（2 地区）
3	漁村総合整備事業（補助）（9 地区）
4	漁港関連道整備事業（補助）（1 地区）
5	沿岸漁場整備開発事業（補助）（1 地区）
6	海岸保全施設整備事業（補助）（6 地区）
7	海岸環境整備事業（補助）（5 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表14-4-㉑参照。

## 政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ([http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/h21\\_seisaku\\_2.pdf](http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/h21_seisaku_2.pdf))参照